

令和6年度 議案第4号

秋田都市計画道路の変更について

令和7年3月11日審議

秋田県都市計画審議会会長

秋田都市計画道路の変更（秋田県決定）

1. 都市計画道路中 3・3・7 号 割山向浜線ほか 3 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・7	割山向浜線	秋田市新屋町字割山	秋田市新屋町字砂奴寄	秋田市新屋町字砂奴寄	約 4,040m	地表式	2 車線	25m	幹線街路下浜八橋線と立体交差	
	3・4・11	新屋土崎線	秋田市浜田字陳ヶ原	秋田市土崎港南一丁目	秋田市茨島一丁目	約 13,980m	地表式	4 車線	20m	幹線街路下浜八橋線と立体交差、幹線街路と平面交差 16 箇所	
	車線の数の内訳		2 車線			約 5,230m					
	車線の数の内訳		4 車線			約 8,100m					
	車線の数の内訳		6 車線			約 650m					
	3・4・26	千秋矢留線	秋田市千秋明徳町	秋田市千秋矢留町	秋田市千秋矢留町	約 640m	地表式	2 車線	18m	幹線街路と平面交差 3 箇所	
	車線の数の内訳		2 車線			約 450m					
	車線の数の内訳		4 車線			約 190m					
	3・4・29	保戸野中通線	秋田市保戸野千代田町	秋田市中通六丁目	秋田市保戸野原の町	約 3,440m	地表式	2 車線	18m	幹線街路と平面交差 10 箇所、特殊街路秋操公園道路一号線と平面交差	
	車線の数の内訳		2 車線			約 2,670m					
車線の数の内訳		4 車線			約 770m						

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 都市計画道路中 3・4・79 号 手形添川線ほか 1 路線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・79	手形添川線	秋田市手形字上川原	秋田市添川字地ノ内	秋田市旭川南町	約 1,380m	地表式	2 車線	18m	幹線街路と平面交差 2 箇所	
	3・4・80	南茨島線	秋田市南通宮田	秋田市茨島二丁目	秋田市牛島西一丁目	約 3,000m	地表式	2 車線	16m	幹線街路御所野追分線と立体交差、幹線街路と平面交差 4 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢の変化を踏まえ、将来都市計画道路網を検討した結果、次のとおり変更を行う。

3・3・7号割山向浜線については、3・4・32号割山南浜線（秋田市決定）の一部区間の廃止に伴い、区域及び構造について所要の変更を行うとともに、新たに車線数を2車線に決定する。

3・4・11号新屋土崎線については、一部区間の区域について所要の変更を行う。また、3・4・25号保戸野高陽線（秋田市決定）の一部区間の廃止及び3・4・28号新屋駅前線（秋田市決定）の廃止に伴い、区域及び構造について所要の変更を行う。

3・4・26号千秋添川線については、3・4・29号秋田環状線との交点から3・4・31号明田外旭川線との交点までの区間を廃止して名称を3・4・26号千秋矢留線とし、位置、区域及び構造について所要の変更を行う。また、3・4・31号明田外旭川線との交点から終点までの区間については、3・4・79号手形添川線として新たに追加決定する。

3・4・29号秋田環状線については、3・4・14号川尻広面線との交点から南通宮田地内までの未整備区間を廃止して名称を3・4・29号保戸野中通線とし、位置、区域及び構造について所要の変更を行うとともに、新たに車線数を2車線に決定する。また、南通宮田地内から終点までの区間については、3・4・80号南通茨島線として新たに追加決定する。

秋田市の長期未着手の都市計画道路について、令和3年6月に策定した本市の都市計画の基本方針である「第7次秋田市総合都市計画」において、多核集約型コンパクトシティの実現を前提に必要性和実現性を再検証し、「存続」「変更」「廃止」の方向性を決定し、必要に応じて見直しを行うこととしている。この見直し方針に基づき、令和4年度に都市計画道路の見直し検討を実施し、令和5年4月に検討結果をまとめた「秋田市都市計画道路見直し基本方針（案）」を策定し、方針を定めたものである。

今回は、その方針に基づき変更するものであり、各路線の主な変更理由は以下のとおりである。

3・3・7号 割山向浜線

都市計画道路3・3・7号割山向浜線は、3・2・3号下浜八橋線を通る都市内流入交通と通過交通を分離し、都市周辺における幹線街路網をより有効に機能させるため、昭和59年に都市計画決定されている。

当該都市計画道路は、3・4・32号割山南浜線（秋田市決定）の一部区間の計画廃止に伴い、交差点部分及び終点付近の区域を変更するとともに、当初決定時には無かった地表式の区間における幹線街路との立体交差を追加し、新たに車線数を2車線に決定する。

3・4・11号 新屋土崎線

都市計画道路3・4・11号新屋土崎線は、国道7号のバイパスが整備されるまで、国道として本市を縦貫する交通の全てを担っており、現在は、秋田都市計画道路の骨格道路網の一部として上位計画に位置付けられている主要な幹線道路である。昭和29年に川尻新屋線及び川尻土崎線として都市計画決定され、昭和41年に路線の再編に伴う統合により、現名称へ変更している。その後、昭和50年に、3・2・3号下浜八橋線の都市計画決定に伴い、現在と同様の位置や区域に変更し、昭和60年から、区域や構造等の変更を経て、現在の計画となっている。

当該都市計画道路は、秋田大橋の区間、茨島交差点から3・4・14号川尻広面線との交点までの区間及び3・4・25号保戸野高陽線との交点から終点までの区間が整備済及び整備中となっているが、その他の区間については、概成済となっている。

この概成済区間の内、起点から浜田字宮田沢地内までの区間については、幅員11mが確保されており、将来交通量推計の結果、交通需要の増加が見込まれないことや、市街化調整区域内にあり、現道で沿線土地利用等に対応した一定程度の機能が確保されていることから、既定計画での整備の必要性が低くなっている。また、当該区間の幅員を縮小した場合、周辺都市計画道路網への影響は小さい。

以上の理由から、起点から浜田字宮田沢地内までの区間の幅員を変更する。また、3・4・25号保戸野高陽線（秋田市決定）の一部区間の計画廃止に伴う交差点部分の区域の変更及び3・4・28号新屋駅前線（秋田市決定）の計画廃止に伴う地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更する。

3・4・26号 千秋添川線

都市計画道路3・4・26号千秋添川線は、昭和29年に土手長町手形線および休下町搦田線として都市計画決定され、昭和41年に路線の再編に伴う統合により、千秋新藤田線に名称を変更している。その後、昭和60年から、構造等の変更を経て、平成25年に位置や区域の変更とともに、現名称に変更している。

当該都市計画道路は、起点から3・4・29号秋田環状線との交点までの区間及び3・4・31号明田外旭川線との交点から3・3・4号横山金足線との交点までの区間が整備済及び概成済となっているが、その他の区間は未整備となっている。

この未整備区間については、中心市街地と手形、旭川、添川地区のアクセスを担う路線であるが、将来交通量推計の結果、交通需要が少なく、沿線の住宅地への影響やJR奥羽本線との横断部に多大な事業費が必要となるなど、既定計画での整備の必要性および実現性が低くなっている。また、当該区間を廃止した場合、周辺都市計画道路網への影響は小さい。

以上の理由から、3・4・26号千秋添川線について、3・4・29号秋田環状線との交点から3・4・31号明田外旭川線との交点までの区間を廃止して名称を3・4・26号千秋矢留線とし、併せて、終点、主な経過地、延長、幅員及び地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更する。また、3・4・31号明田外旭川線との交点から終点までの区間については、3・4・79号手形添川線として新たに追加決定する。

3・4・29号 秋田環状線

都市計画道路3・4・29号秋田環状線は、昭和29年に秋田駅牛島線、広小路長野下線および牛島駅茨島線として都市計画決定され、昭和41年に路線の再編に伴う統合により、現名称に変更している。その後、昭和49年に位置の変更により現在と同様の位置や区域に変更し、昭和55年から、区域や構造等の変更を経て、現在の計画となっている。

当該都市計画道路は、起点から3・4・27号千秋広面線との交点及び南通宮田地内から終点までの区間が整備済、3・4・27号千秋広面線との交点から3・4・14号川尻広面線との交点までの区間が概成済となっているが、その他の区間は未整備となっている。

この未整備区間については、将来交通量推計の結果、交通需要が少なく、3・4・14号川尻広面線と市道大堰反線の明田地下道西交差点で施行されている改良事業が代替路線となることから、既定計画での整備の必要性が低くなっている。また、概成済区間の内、3・4・49号秋田駅前中央線との交点から3・4・14号川尻広面線との交点の区間については、幅員16mで整備されており、将来交通量推計の結果、交通需要が少なく、現道で機能が確保されていることから、既定計画での整備の必要性が低くなっている。これらの区間について、廃止及び幅員を縮小した場合、周辺都市計画道路網への影響は小さい。

以上の理由から、3・4・29号秋田環状線について、3・4・14号川尻広面線との交点から南通宮田地内までの区間を廃止して名称を3・4・29号保戸野中通線とし、併せて、起点、終点、主な経過地、延長、幅員、地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更するとともに、新たに車線数を2車線に決定する。また、南通宮田地内から終点までの区間については、3・4・80号南通茨島線として新たに追加決定する。

秋田都市計画道路の変更（秋田県決定）新旧対照表

【変更前】

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・3・7	割山向浜線	秋田市新屋町字割山	秋田市新屋町字砂奴寄	秋田市新屋町字砂奴寄	約4,040m	地表式	—	25m	—	
	3・4・11	新屋土崎線	秋田市浜田字陳ヶ原	秋田市土崎南目	秋田市茨島一丁目	約13,980m	地表式	4車線	20m	幹線街路下浜八橋線と立体交差、幹線街路と平面交差17箇所	
	車線の内訳		2車線			約5,230m					
	車線の内訳		4車線			約8,100m					
	車線の内訳		6車線			約650m					
	3・4・26	千秋添川線	秋田市千秋明徳町	秋田市添川字地ノ内	秋田市旭川南町	約3,420m	地表式	2車線	16m	JR奥羽本線と立体交差1箇所、幹線街路と平面交差5箇所	
車線の内訳		2車線			約3,230m						
車線の内訳		4車線			約190m						
3・4・29	秋田環状線	秋田市保野字新川向	秋田市茨島二丁目	秋田市中通六丁目	約7,010m	地表式	—	16m	幹線街路御所野追分線と立体交差、幹線街路と平面交差6箇所、特殊街路秋操公園道路一号線と平面交差		

【変更後】

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・3・7	割山向浜線	秋田市新屋町字割山	秋田市新屋町字砂奴寄	秋田市新屋町字砂奴寄	約4,040m	地表式	2車線	25m	幹線街路下浜八橋線と立体交差	
	3・4・11	新屋土崎線	秋田市浜田字陳ヶ原	秋田市土崎南目	秋田市茨島一丁目	約13,980m	地表式	4車線	20m	幹線街路下浜八橋線と立体交差、幹線街路と平面交差16箇所	
	車線の内訳		2車線			約5,230m					
	車線の内訳		4車線			約8,100m					
	車線の内訳		6車線			約650m					
	3・4・26	千秋矢留線	秋田市千秋明徳町	秋田市千秋矢留町	秋田市千秋矢留町	約640m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差3箇所	
	車線の内訳		2車線			約450m					
	車線の内訳		4車線			約190m					
	3・4・29	保野野中通線	秋田市保野字千代田町	秋田市中通六丁目	秋田市保野野原の町	約3,440m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差10箇所、特殊街路秋操公園道路一号線と平面交差	
	車線の内訳		2車線			約2,670m					
車線の内訳		4車線			約770m						
3・4・79	手形添川線	秋田市手形字上川原	秋田市添川字地ノ内	秋田市旭川南町	約1,380m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差2箇所		
3・4・80	南通茨島線	秋田市南通宮田	秋田市茨島二丁目	秋田市牛島西一丁目	約3,000m	地表式	2車線	16m	幹線街路御所野追分線と立体交差、幹線街路と平面交差4箇所		

都市計画策定の経緯の概要

秋田都市計画道路の変更

事 項	時 期	内 容
住民説明会	令和6年10月3日 (割山向浜線、新屋土崎線)	西部市民サービスセンター
	令和6年10月4日 (新屋土崎線、千秋添川線、秋田環状線)	中央市民サービスセンター
計画案の送付	令和6年9月5日	市→県
計画案の縦覧	令和6年10月18日～11月1日	県→市
市への意見聴取	令和6年10月17日	
市都市計画審議会	令和6年11月21日	
市からの意見聴取の回答	令和6年11月22日	市→県
県都市計画審議会	令和7年3月11日(予定)	
決定告示	令和7年3月下旬(予定)	
関係機関との協議		
①公安委員会	令和6年9月11日～12日協議(議事録)	
②道路管理者(国)	令和6年9月13日 協議(議事録)	
道路管理者(県)	令和6年9月 2日 下協議	23条第6項協議
	令和6年9月17日 本協議	//
	令和6年9月19日 回答	//
道路管理者(市)	令和6年9月17日 協議(議事録)	//
③公園管理者	なし	
④河川管理者	なし	
⑤JR	令和6年9月12日 協議(議事録)	
⑥農政部局	なし	
⑦その他	なし	

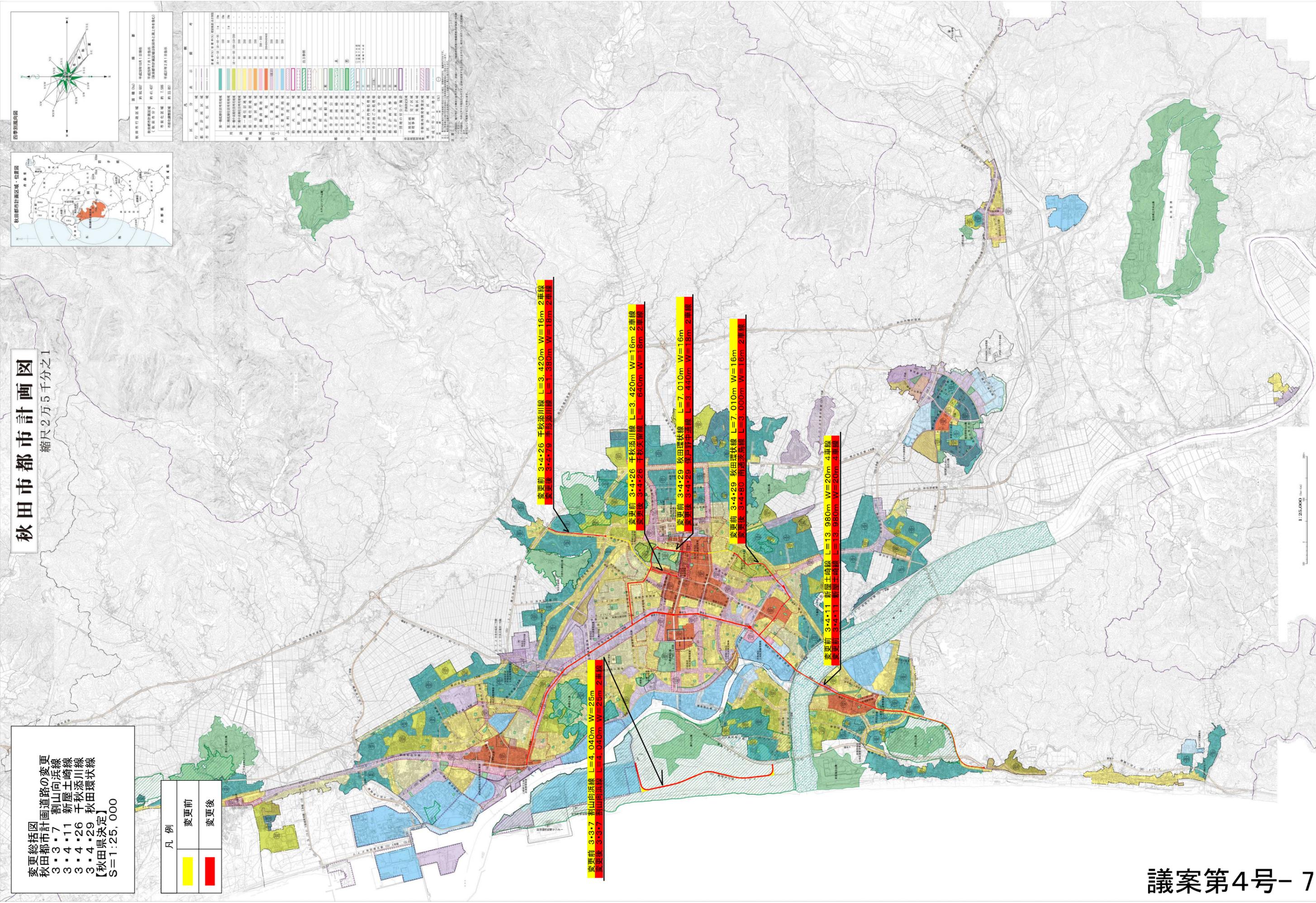
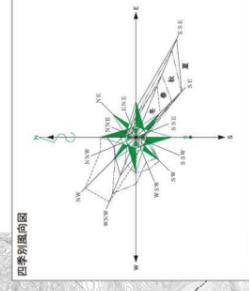
秋田市都市計画図

縮尺2万5千分の1

変更総括図
 秋田都市計画道路の変更
 3・3・7 剱山向浜線
 3・4・11 新屋土崎線
 3・4・26 千秋添川線
 3・4・29 秋田環状線
 【秋田県決定】
 S=1:25,000

凡例	
	変更前
	変更後

秋田都市計画区域	用途区分	種別
秋田都市計画区域	第一種住居地域	第一種住居地域
	第二種住居地域	第二種住居地域
	第三種住居地域	第三種住居地域
	第一種工業地域	第一種工業地域
	第二種工業地域	第二種工業地域
	第三種工業地域	第三種工業地域
	第一種商業地域	第一種商業地域
	第二種商業地域	第二種商業地域
	第三種商業地域	第三種商業地域
	第一種公共施設地域	第一種公共施設地域
	第二種公共施設地域	第二種公共施設地域
	第三種公共施設地域	第三種公共施設地域
	第一種緑地	第一種緑地
	第二種緑地	第二種緑地
	第三種緑地	第三種緑地
	第一種遊歩道	第一種遊歩道
	第二種遊歩道	第二種遊歩道
	第三種遊歩道	第三種遊歩道
	第一種公園	第一種公園
	第二種公園	第二種公園
	第三種公園	第三種公園
	第一種運動場	第一種運動場
	第二種運動場	第二種運動場
	第三種運動場	第三種運動場
	第一種体育館	第一種体育館
	第二種体育館	第二種体育館
	第三種体育館	第三種体育館
	第一種学校	第一種学校
	第二種学校	第二種学校
	第三種学校	第三種学校
	第一種児童遊園	第一種児童遊園
	第二種児童遊園	第二種児童遊園
	第三種児童遊園	第三種児童遊園
	第一種公園遊歩道	第一種公園遊歩道
	第二種公園遊歩道	第二種公園遊歩道
	第三種公園遊歩道	第三種公園遊歩道
	第一種公園遊歩道	第一種公園遊歩道
	第二種公園遊歩道	第二種公園遊歩道
	第三種公園遊歩道	第三種公園遊歩道



変更前 3・4・26 千秋添川線 L=3,420m W=16m 2車線
 変更後 3・4・79 千秋添川線 L=3,380m W=18m 2車線

変更前 3・4・26 千秋添川線 L=3,420m W=16m 2車線
 変更後 3・4・26 千秋添川線 L=640m W=18m 2車線

変更前 3・4・29 秋田環状線 L=7,010m W=16m
 変更後 3・4・29 秋田環状線 L=3,440m W=18m 2車線

変更前 3・4・29 秋田環状線 L=7,010m W=16m
 変更後 3・4・80 南浦安島線 L=3,000m W=16m 2車線

変更前 3・4・11 新屋土崎線 L=13,980m W=20m 4車線
 変更後 3・4・11 新屋土崎線 L=13,980m W=20m 4車線

変更前 3・3・7 剱山向浜線 L=4,040m W=25m
 変更後 3・3・7 剱山向浜線 L=4,040m W=25m 2車線

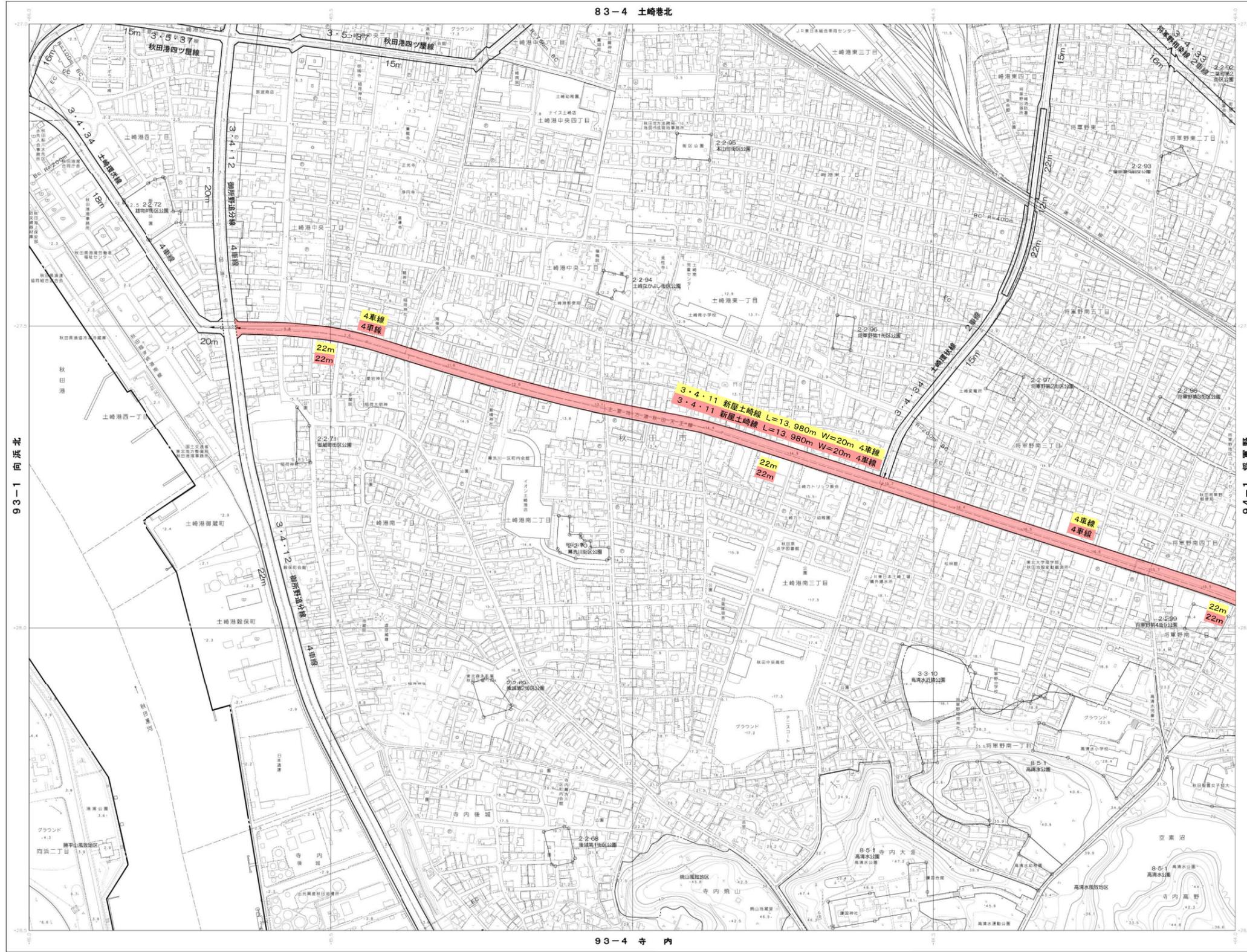
1:25,000 (縮尺)

秋田都市計画道路の変更
 3・4・11 新屋土崎線
 【秋田県決定】
 【変更計画図】1/19
 S=1:2,500

1:2,500 国土基本図
 X-KC 93-2

秋田都市計画図 (土崎港中央)

凡例	
	変更前
	変更後



X-KC 93-2

83-3 秋田港	83-4 土崎港北	84-3 将軍野
83-1 向浜北	84-1 将軍野	84-2 将軍野
83-2 向浜中	84-4 寺内	84-3 将軍野

記号	
	A37.2 国土基本図
	25.52 国土基本図
	42.3 国土基本図
	25.73 国土基本図
	12.3 国土基本図

	国土基本図		国土基本図
	国土基本図		国土基本図
	国土基本図		国土基本図
	国土基本図		国土基本図
	国土基本図		国土基本図
	国土基本図		国土基本図
	国土基本図		国土基本図
	国土基本図		国土基本図

	国土基本図		国土基本図
	国土基本図		国土基本図
	国土基本図		国土基本図
	国土基本図		国土基本図
	国土基本図		国土基本図
	国土基本図		国土基本図
	国土基本図		国土基本図
	国土基本図		国土基本図

	国土基本図		国土基本図
	国土基本図		国土基本図
	国土基本図		国土基本図
	国土基本図		国土基本図
	国土基本図		国土基本図
	国土基本図		国土基本図
	国土基本図		国土基本図
	国土基本図		国土基本図

	国土基本図		国土基本図
	国土基本図		国土基本図
	国土基本図		国土基本図
	国土基本図		国土基本図
	国土基本図		国土基本図
	国土基本図		国土基本図
	国土基本図		国土基本図
	国土基本図		国土基本図

路線長は平成14年国土交通省告示第9号の規定による実線距離
 地形は標高メータリットル図
 図面に等高線は10メートル間隔で示す。5メートル間隔は
 図面に示してある経緯度自注10秒間隔
 高さの基準は東京湾の平均海面
 等高線の間隔はメートル
 平面図の投影法は、世界測地系による

X-KC 93-2

平成10年計画作成	平成27年計画修正
平成14年修正	平成30年計画修正
平成20年修正	令和元年計画修正

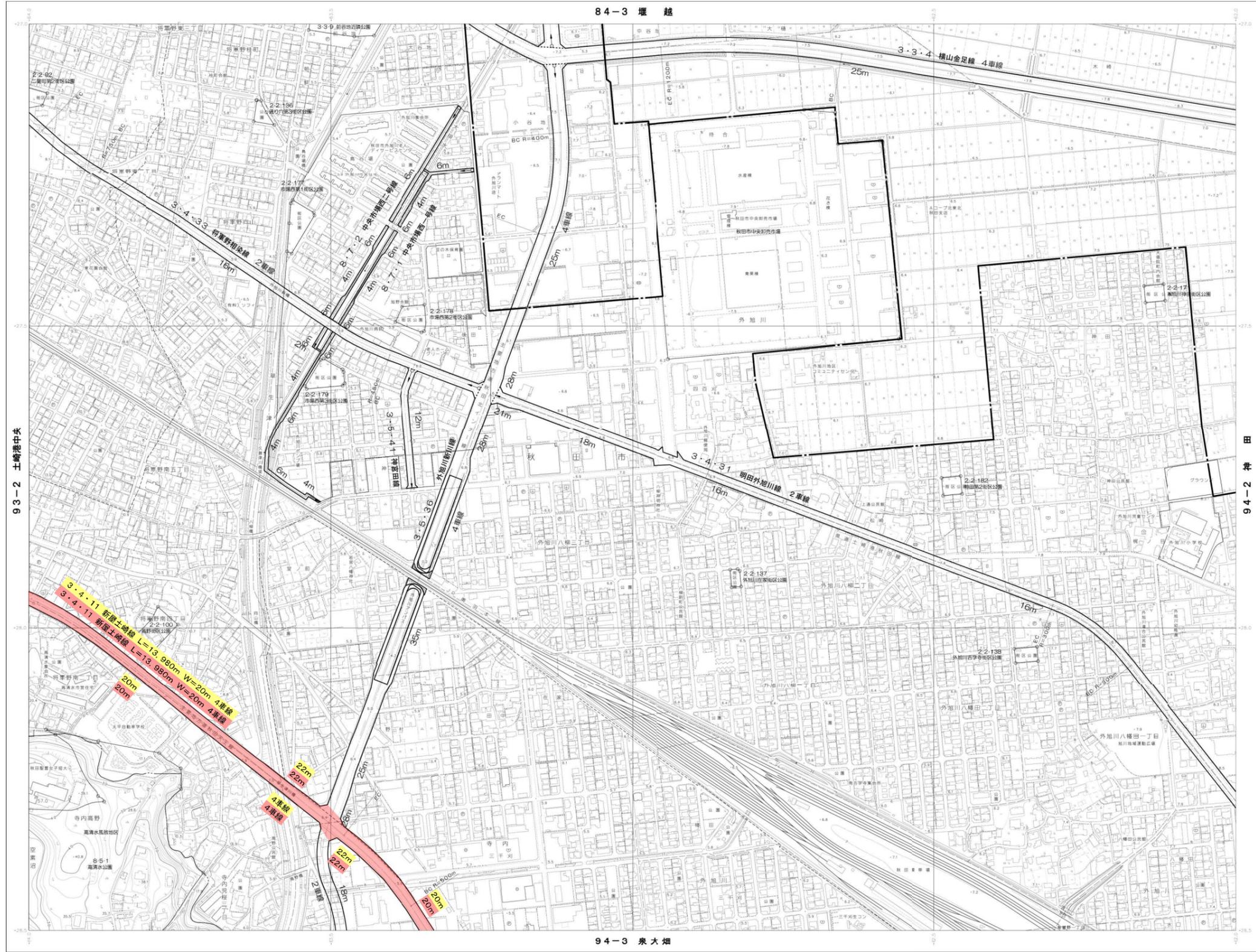
計画機関は 秋田市
 計画設計機関は M&S アソシエイツ
 許可なく複製を禁ず

秋田都市計画道路の変更
 3・4・11 新屋土崎線
 【秋田県決定】
 【変更計画図】2/19
 S=1:2,500

1:2,500 国土基本図
 X-KC 94-1

秋田都市計画図 (将軍野)

凡例	
	変更前
	変更後



X-KC 94-1

83-4 工業地北	84-3 雑種地	84-4 住宅
93-2 工業地中	94-2 雑種地	94-3 住宅
93-4 工業地南	94-3 雑種地	94-4 住宅

記号

	A37.2	道路幅員
	25.52	道路幅員
	42.3	道路幅員
	16.6	道路幅員
	25.73	道路幅員
	25.73	道路幅員
	12.3	道路幅員
	12.3	道路幅員

	道路中心線	道路幅員
	道路幅員	道路幅員
	道路幅員	道路幅員
	道路幅員	道路幅員
	道路幅員	道路幅員
	道路幅員	道路幅員
	道路幅員	道路幅員
	道路幅員	道路幅員
	道路幅員	道路幅員
	道路幅員	道路幅員
	道路幅員	道路幅員
	道路幅員	道路幅員
	道路幅員	道路幅員
	道路幅員	道路幅員
	道路幅員	道路幅員
	道路幅員	道路幅員
	道路幅員	道路幅員
	道路幅員	道路幅員
	道路幅員	道路幅員
	道路幅員	道路幅員



標高は平成14年国土交通省告示第9号の規定による基本図標高
 投影は横メルカトル投影
 図面に等高線は示されず、標高は10メートル単位
 の等高線、5メートル単位
 の等高線に示してある標高は、10秒間隔
 の等高線に示してある標高の平均値
 等高線の間隔は2メートル
 平面図の標高は、世界測系による

X-KC 94-1

平成5年制定	平成25年9月
平成14年修正	平成25年12月
平成20年修正	
平成16年計画図作成	平成22年計画図修正
平成19年計画図修正	平成25年計画図修正
平成20年計画図修正	令和4年計画図修正

1:2,500

凡例の記載は、国土交通省告示第9号の規定によるものである
 (国交省告示第9号、第214号)

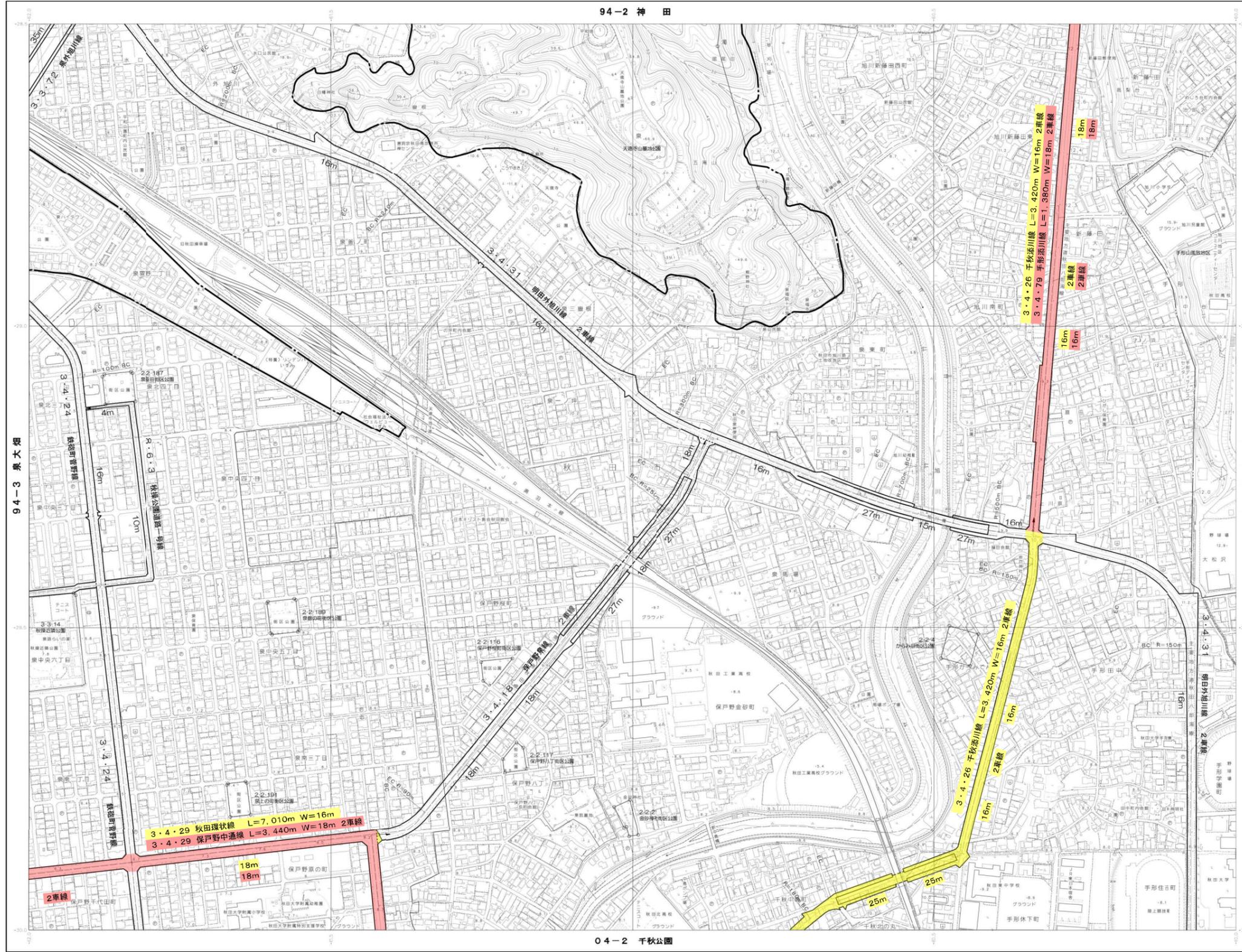
計画機関は 秋田市
 計画図作業機関は M&S社/フクシアシステム
 許可なく複製を禁ず

秋田都市計画道路の変更
 3・4・26 千秋添川線
 3・4・29 秋田環状線
 【秋田県決定】
 【変更計画図】5/19
 S=1:2,500

1:2,500 国土基本図
 X-KC 94-4

秋田都市計画図 (天徳寺)

凡例	
	変更前
	変更後



X-KC 94-4

94-1 保野野	94-2 神田	94-3 泉大畑	94-4 秋田市	94-5 手形山
94-1 山王	94-2 手形添川	94-3 山王	94-4 LC	94-5 手形山

記号

	16.0	16.0	16.0
	18.0	18.0	18.0
	25.0	25.0	25.0
	27.0	27.0	27.0
	30.0	30.0	30.0
	36.0	36.0	36.0
	42.0	42.0	42.0
	48.0	48.0	48.0
	54.0	54.0	54.0
	60.0	60.0	60.0
	66.0	66.0	66.0
	72.0	72.0	72.0
	78.0	78.0	78.0
	84.0	84.0	84.0
	90.0	90.0	90.0
	96.0	96.0	96.0
	102.0	102.0	102.0
	108.0	108.0	108.0
	114.0	114.0	114.0
	120.0	120.0	120.0
	126.0	126.0	126.0
	132.0	132.0	132.0
	138.0	138.0	138.0
	144.0	144.0	144.0
	150.0	150.0	150.0
	156.0	156.0	156.0
	162.0	162.0	162.0
	168.0	168.0	168.0
	174.0	174.0	174.0
	180.0	180.0	180.0
	186.0	186.0	186.0
	192.0	192.0	192.0
	198.0	198.0	198.0
	204.0	204.0	204.0
	210.0	210.0	210.0
	216.0	216.0	216.0
	222.0	222.0	222.0
	228.0	228.0	228.0
	234.0	234.0	234.0
	240.0	240.0	240.0
	246.0	246.0	246.0
	252.0	252.0	252.0
	258.0	258.0	258.0
	264.0	264.0	264.0
	270.0	270.0	270.0
	276.0	276.0	276.0
	282.0	282.0	282.0
	288.0	288.0	288.0
	294.0	294.0	294.0
	300.0	300.0	300.0

1:2,500
 平成10年計画図作成 平成19年計画図修正
 平成14年修正 平成20年修正
 平成20年修正 令和4年計画図修正
 平成25年計画図修正

94-3 泉大畑

95-3 手形山

94-2 神田

94-1 保野野

94-4 秋田市

94-5 手形山

94-1 山王

94-2 手形添川

94-3 山王

94-4 LC

94-5 手形山

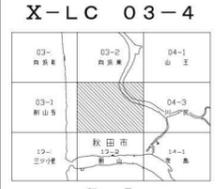
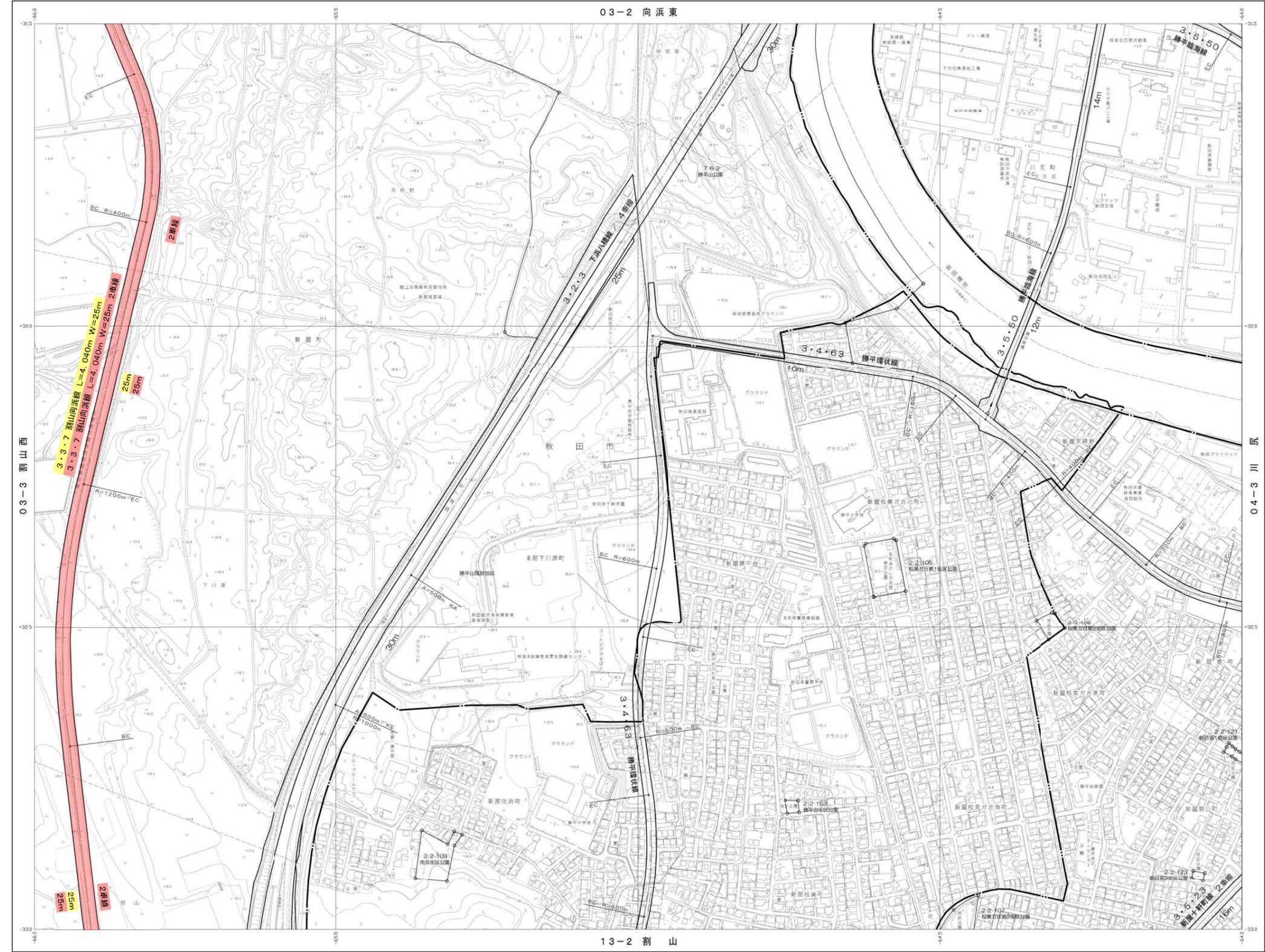
X-KC 94-4

秋田都市計画道路の変更
 3・3・7 割山向浜線
 【秋田県決定】
 【変更計画図】8/19
 S=1:2,500

1:2,500 国土基本図
 X-LC 03-4

秋田都市計画図 (割山北)

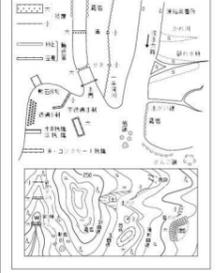
凡例	
	変更前
	変更後



記号	
	道路
	建築物
	緑地
	電線
	河川
	境界
	標高
	道路幅員
	道路勾配
	道路曲率
	道路中心線
	道路境界線
	道路幅員
	道路勾配
	道路曲率
	道路中心線
	道路境界線

	道路		道路
	建築物		建築物
	緑地		緑地
	電線		電線
	河川		河川
	境界		境界
	標高		標高
	道路幅員		道路幅員
	道路勾配		道路勾配
	道路曲率		道路曲率
	道路中心線		道路中心線
	道路境界線		道路境界線

	道路		道路
	建築物		建築物
	緑地		緑地
	電線		電線
	河川		河川
	境界		境界
	標高		標高
	道路幅員		道路幅員
	道路勾配		道路勾配
	道路曲率		道路曲率
	道路中心線		道路中心線
	道路境界線		道路境界線



本図は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第X号編入
 都市計画図(1/1000)を基に
 図面に示してある道路幅員はメートル単位
 方面は0.5キロメートル未満
 図面に示してある道路幅員は10メートル未満
 点の標高は平均海抜の平均値
 断面の標高は2メートル未満
 平面図の縮尺は、図面縮尺(20:1)

平成15年10月	1. 編 訂	平成23年10月
平成16年12月	2. 修 訂	平成24年12月
平成18年12月		平成25年12月
平成19年12月		平成26年12月
平成20年12月		平成27年12月



この測量結果は、地上地籍測量の精度を定めていたものである
 (測量番号)平26-第2-14号

計画機関名 秋田県
 計画製作機関名 株式会社 バスコ

X-LC 03-4

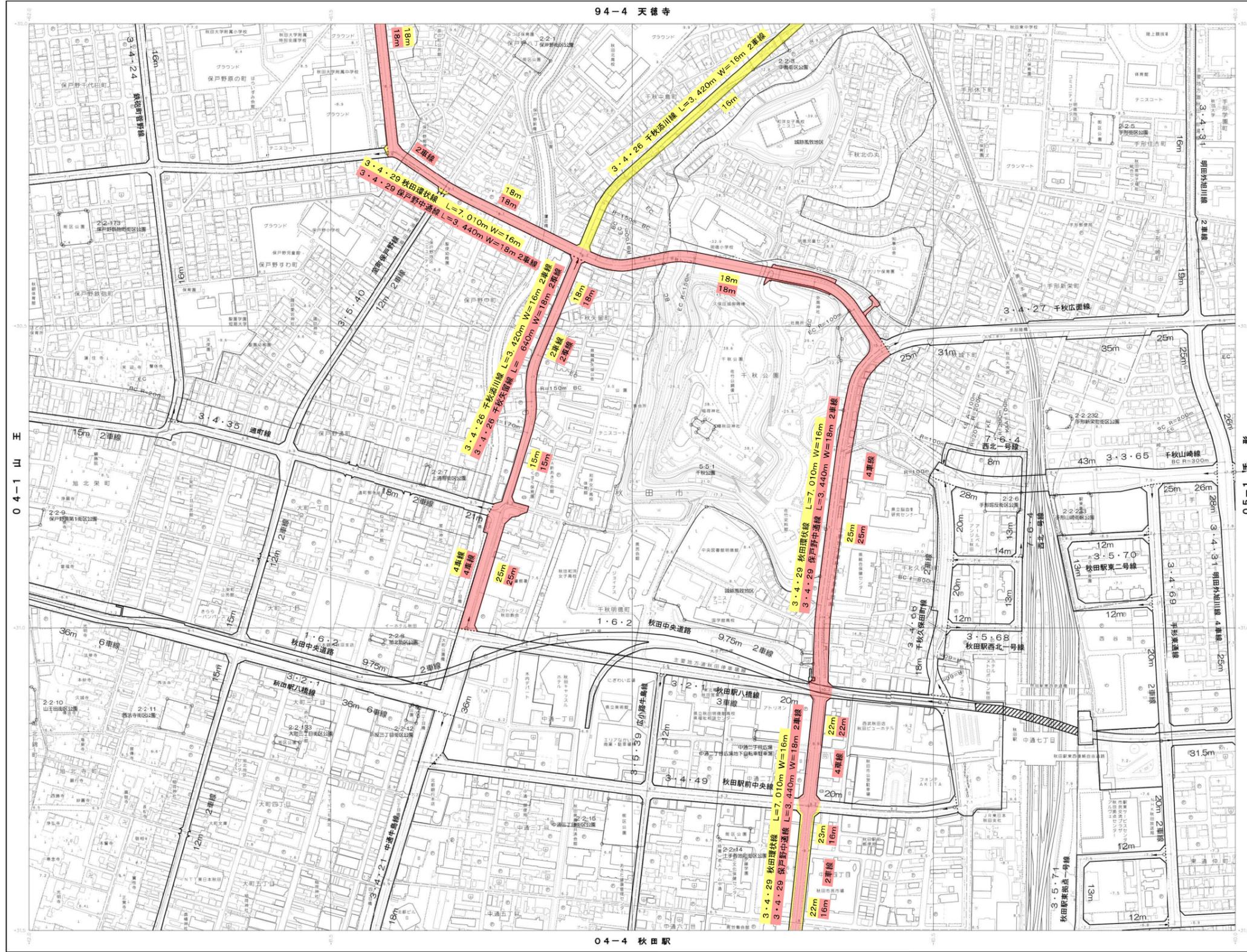
秋田都市計画道路の変更
 3・4・26 千秋添川線
 3・4・29 秋田環状線
 【秋田県決定】
 【変更計画図】10/19
 S=1:2,500

1:2,500 国土基本図
 X-LC 04-2

秋田都市計画図（千秋公園）

凡例

	変更前
	変更後



X-LC 04-2

94-3 東大田	94-4 天徳寺	95-3 手形山
KC		
04-1 山王		05-1 手形
		秋田市
04-3 山王	04-4 新町	05-3 秋田野

記号

	A37.2	15.0	15.0
	25.62	15.0	15.0
	42.3	15.0	15.0
	15.6	15.0	15.0
	25.73	15.0	15.0
	25.73	15.0	15.0
	12.3	15.0	15.0
	15.0	15.0	15.0

平成7年修正	平成25年6月
平成14年修正	平成25年8月
平成20年修正	平成26年12月
平成16年計画図作成	平成20年計画図修正
平成18年計画図修正	平成21年計画図修正
平成19年計画図修正	平成22年計画図修正
	平成24年計画図修正
	令和3年計画図修正
	令和4年計画図修正
	令和6年計画図修正

計画機関は 秋田市
 計画図作業機関は M&S社/テクノシステム
 許すなく複製を禁じます

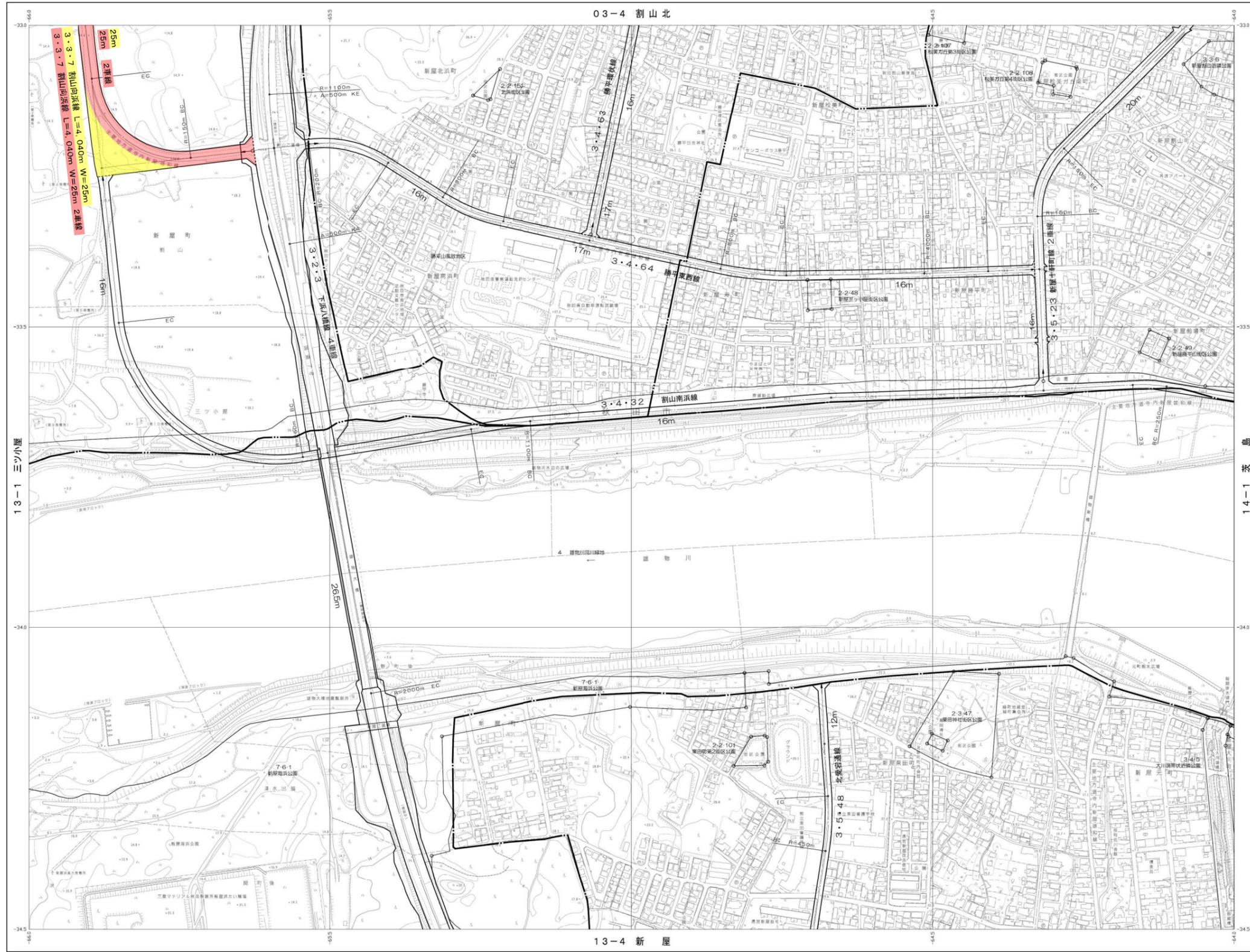
X-LC 04-2

秋田都市計画道路の変更
 3・3・7 割山向浜線
 【秋田県決定】
 【変更計画図】13/19
 S=1:2,500

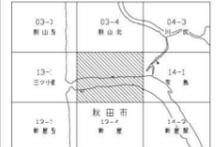
1:2,500 国土基本図
 X-LC 13-2

秋田都市計画図 (割山)

凡例	
	変更前
	変更後



X-LC 13-2



記号

	幅員	12m	16m	20m	25m	30m	35m	40m	45m	50m	55m	60m	65m	70m	75m	80m	85m	90m	95m	100m
	種別	主要幹線	主要幹線	主要幹線	主要幹線	主要幹線	主要幹線	主要幹線	主要幹線	主要幹線	主要幹線	主要幹線	主要幹線							
	名称	3・3・7 割山向浜線	3・4・2 割山向浜線	3・4・4 新屋東西線	3・5・2 新屋東横線	3・5・4 新屋東横線	3・5・6 新屋東横線	3・5・8 新屋東横線	3・5・10 新屋東横線	3・5・12 新屋東横線	3・5・14 新屋東横線	3・5・16 新屋東横線	3・5・18 新屋東横線	3・5・20 新屋東横線	3・5・22 新屋東横線	3・5・24 新屋東横線	3・5・26 新屋東横線	3・5・28 新屋東横線	3・5・30 新屋東横線	3・5・32 新屋東横線

本図は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第X号編入
 図面に示してある道路幅員はメートル単位
 方面は、0.5メートル未満
 図面に示してある道路幅員は1.0秒未満
 高さの表示は基準面の平均海抜
 新屋町の境界は2-1-1
 中野町界線は、旧界線(新屋町2011)

平成7年測定	1. 編 制	平成25年6月
平成15年修正	2. 修 訂	平成25年9月
平成25年修正		平成25年12月

平成16年計画修正	平成23年計画修正
平成18年計画修正	平成24年計画修正
平成19年計画修正	平成25年計画修正
平成20年計画修正	平成27年計画修正



この測量結果は、地上地階段長の測定を受けたものである
 (測高番号) 平25-第2-第14号

計画機関名 秋田市
 計画製作機関名 株式会社 イスコ
 〒990-0001 秋田県秋田市

X-LC 13-2

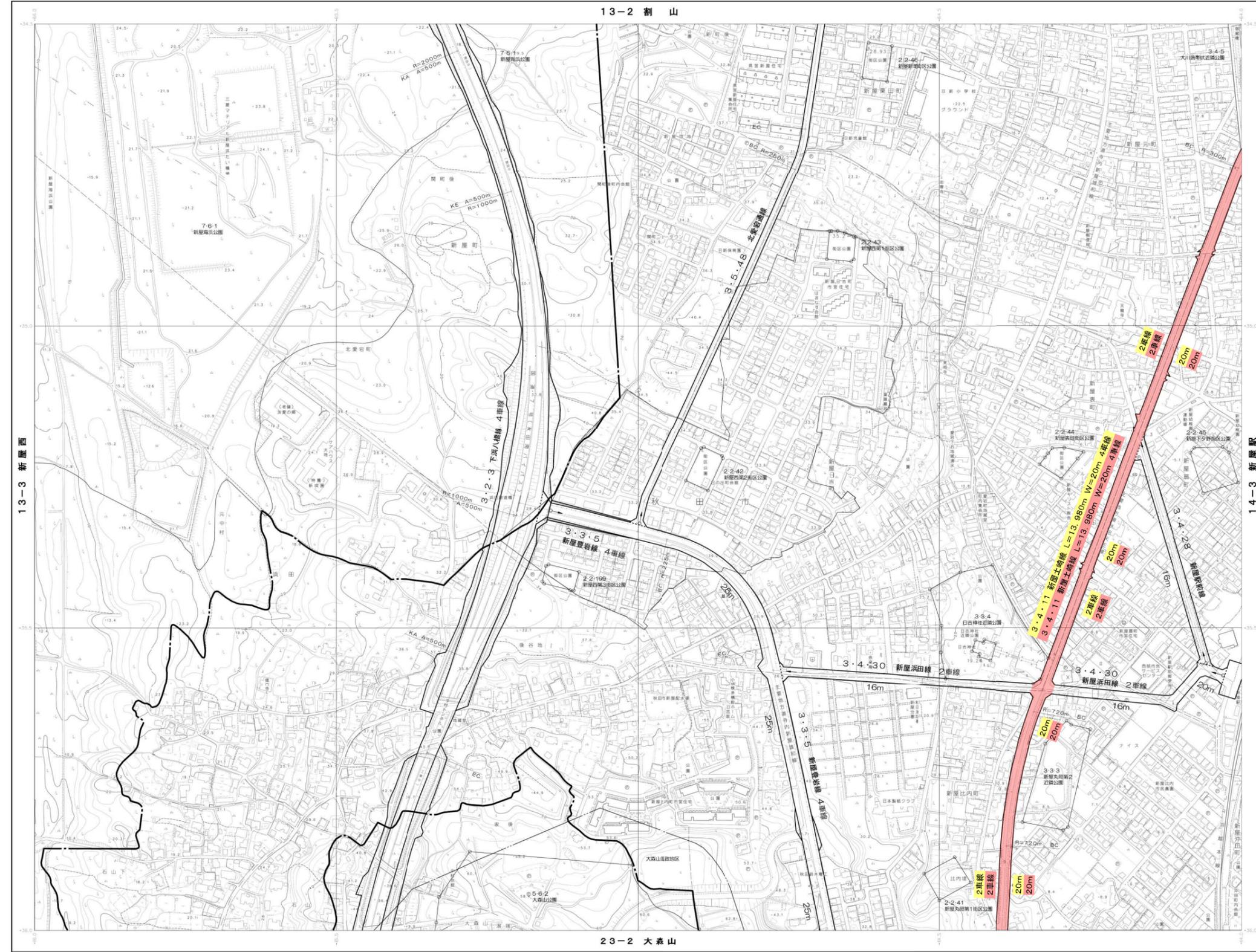
秋田都市計画道路の変更
 3・4・11 新屋土崎線
 【秋田県決定】
 【変更計画図】14/19
 S=1:2,500

1:2,500 国土基本図
 X-LC 13-4

秋田都市計画図（新屋）

凡例

	変更前
	変更後



X-LC 13-4

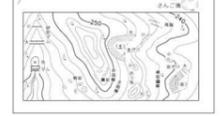
13-1 三ツ山	13-2 割山	14-1 新屋
13-3 新屋西	13-4 新屋東	14-2 新屋南
23-1 大森山	23-2 大森山	24-1 大森山

記号

	A37.2 国土基本図
	25.52 国土基本図
	42.3 国土基本図
	16.6 国土基本図
	25.73 国土基本図
	25.73 国土基本図
	12.3 国土基本図
	12.3 国土基本図

	道路中心線
	道路境界線
	道路幅員
	道路幅員
	道路幅員
	道路幅員
	道路幅員
	道路幅員
	道路幅員

	道路中心線
	道路境界線
	道路幅員
	道路幅員
	道路幅員
	道路幅員
	道路幅員
	道路幅員
	道路幅員



標高は平成14年国土交通省告示第9号の規定による実測値
 投影は横メルカトル投影
 図面に等高線は10m間隔で表示し、5mメートル単位
 図面に等高線は10m間隔で表示し、5mメートル単位
 等高線の表示は実測値を10秒間隔
 等高線の表示は実測値の平均値
 等高線の間隔は2メートル
 平面図内は標高は、世界測系による

昭和54年修正	平成20年修正	平成25年6月
平成5年修正	平成21年修正	平成25年8月
平成15年修正	平成22年修正	平成25年12月
平成25年修正		
平成16年計画図作成	平成20年計画図修正	平成24年計画図修正
平成18年計画図修正	平成21年計画図修正	平成27年計画図修正
平成19年計画図修正	平成23年計画図修正	令和5年計画図修正



この図面は、国土交通省告示第9号の規定による実測値を基に作成されたものである。
 (図面番号) 平25第14号

計画機関は 秋田市
 計画図作業機関は M&S社/フアンシステム
 許可なく複製を禁ずる

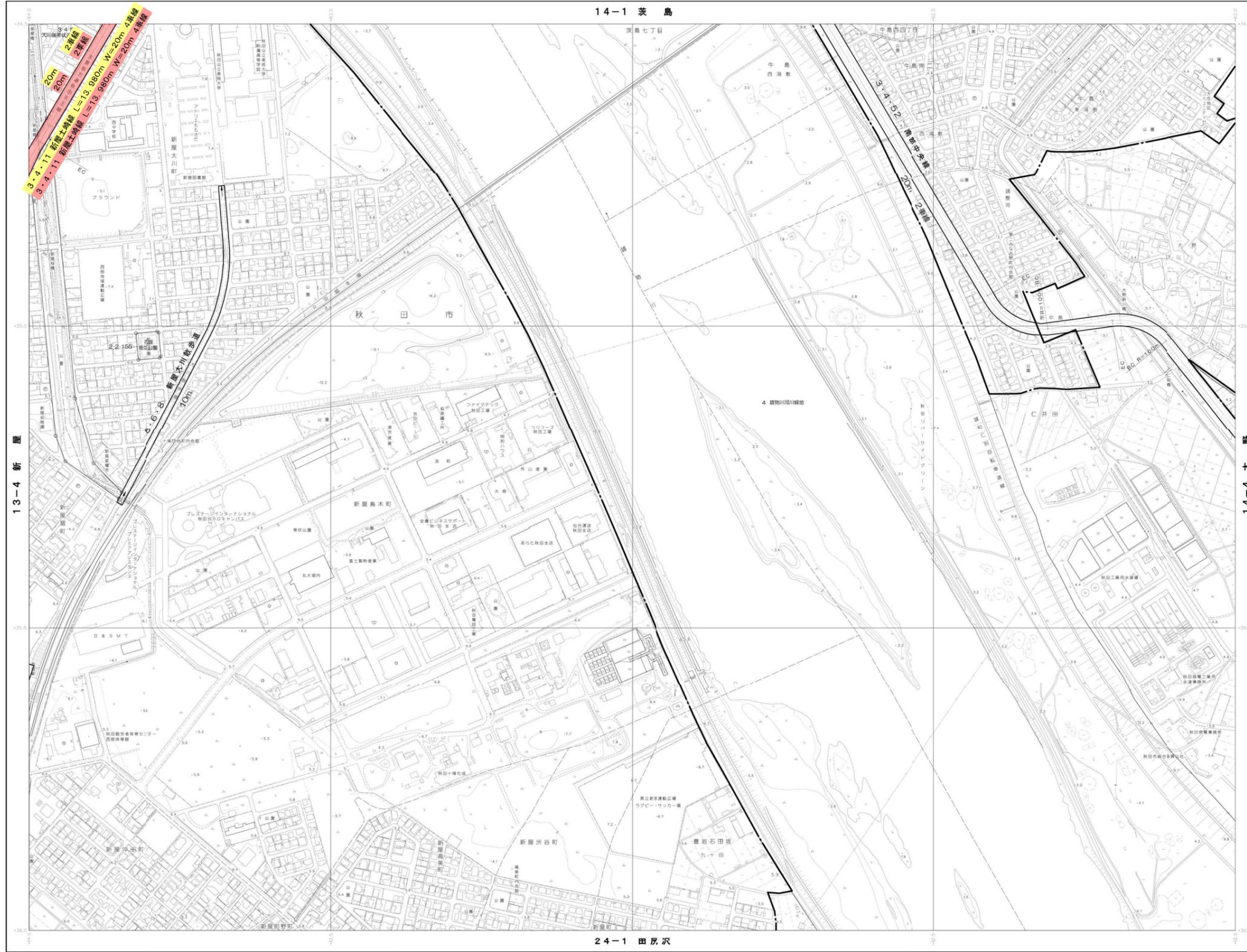
X-LC 13-4

秋田都市計画道路の変更
 3・4・11 新屋土崎線
 【秋田県決定】
 【変更計画図】17/19
 S=1:2,500

1:2,500 国土基本図
 X-LC 14-3

秋田都市計画図 (新屋駅)

凡例	
	変更前
	変更後



X-LC 14-3

13-2 新屋	14-1 茨島	14-2 牛島
13-4 新屋	14-4 大野	
23-2 大森山	24-1 田尻	24-2 大野

記号

	A37.2 三角点		11 竹
	25.52 水準点		12 竹
	42.3 水準点		13 竹
	16.6 水準点		14 竹
	25.73 水準点		15 竹
	12.3 水準点		16 竹
	1.50 水準点		17 竹

	道路中心線		道路中心線
	道路中心線		道路中心線
	道路中心線		道路中心線
	道路中心線		道路中心線

	道路中心線		道路中心線
	道路中心線		道路中心線

	道路中心線		道路中心線
	道路中心線		道路中心線

	道路中心線		道路中心線
	道路中心線		道路中心線

本図は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第三次補正
 地形図(縮尺1:25,000)を基に作成されたものである。
 図面に示した各標高は、水準点(国土地理院)または水準点(国土地理院)によるものである。
 図面に示した各標高は、水準点(国土地理院)または水準点(国土地理院)によるものである。
 図面に示した各標高は、水準点(国土地理院)または水準点(国土地理院)によるものである。

X-LC 14-3

平成7年修正
 平成15年修正
 平成20年修正
 平成25年修正
 平成26年修正

1:2,500

凡例の記号は、国土交通省告示第9号の規定によるものである。
 (国土地理院)平成14年告示第9号(第2-14号)

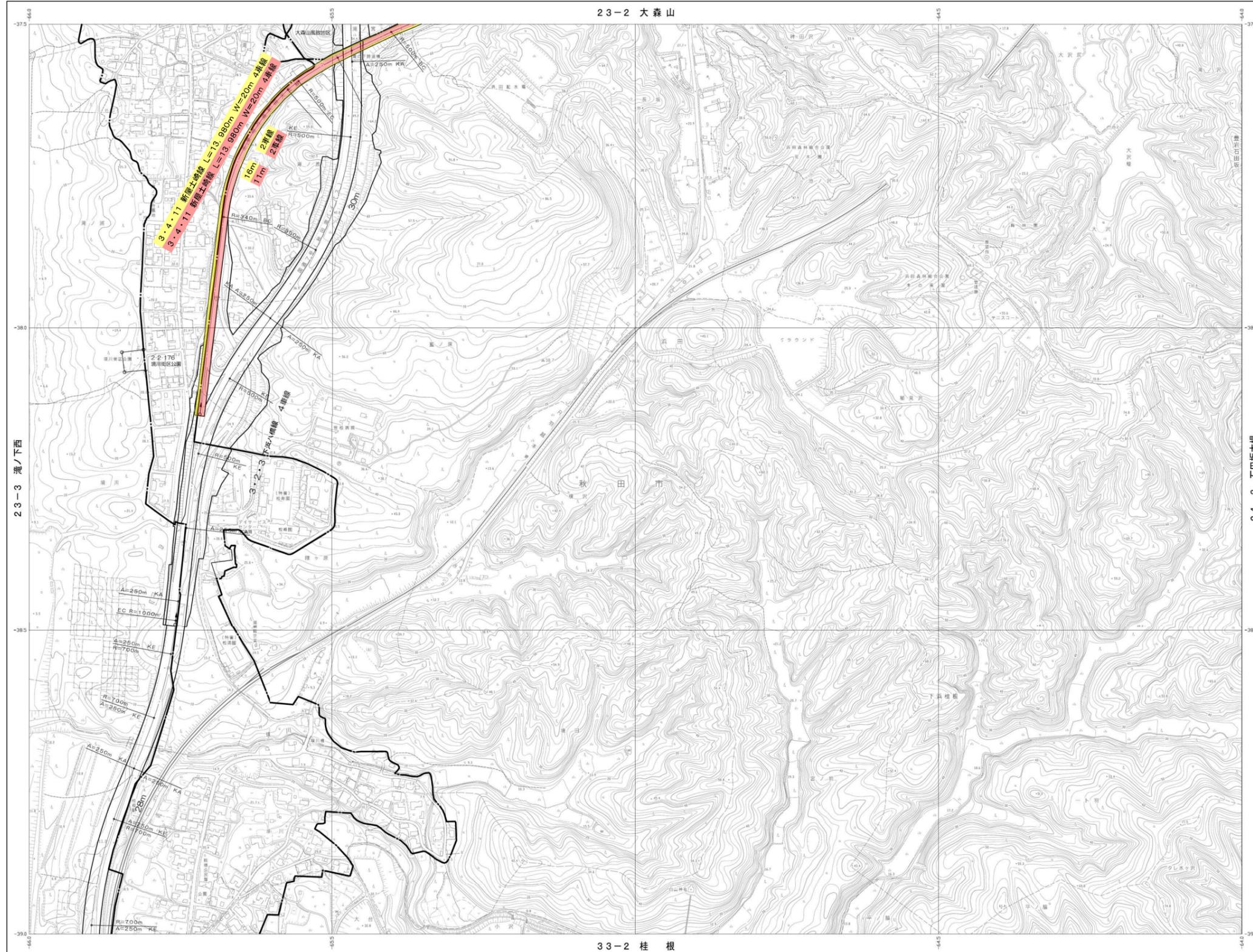
計画機関は 秋田市
 計画図作業機関は M&S 株式会社
 許可なく複製を禁ずる

秋田都市計画道路の変更
 3・4・11 新屋土崎線
 【秋田県決定】
 【変更計画図】19/19
 S=1:2,500

1:2,500 国土基本図
 X-LC 23-4

秋田都市計画図 (滝ノ下)

凡例	
	変更前
	変更後



X-LC 23-4

23-1 大森山	23-2 大森山	24-1 大森山
23-3 滝ノ下西	23-4 滝ノ下西	24-2 滝ノ下西
23-5 桂根	23-6 桂根	24-3 桂根

記号

	道路		道路
	道路		道路
	道路		道路
	道路		道路
	道路		道路
	道路		道路
	道路		道路
	道路		道路
	道路		道路
	道路		道路
	道路		道路
	道路		道路
	道路		道路
	道路		道路
	道路		道路
	道路		道路
	道路		道路
	道路		道路
	道路		道路
	道路		道路
	道路		道路
	道路		道路
	道路		道路
	道路		道路
	道路		道路
	道路		道路
	道路		道路
	道路		道路

この測量結果は、国土院の測量データに基づいて作成されたものである。
 (測量年) 平成26年 測量 第14号

昭和54年測量
 平成7年修正
 平成15年修正
 平成26年修正
 平成16年計画作成
 平成18年計画修正
 平成19年計画修正
 平成20年計画修正
 平成26年計画修正
 平成27年計画修正

1:2,500

計画機関名 秋田市
 計画業務課 新築 株式会社 イスコ

X-LC 23-4